

# 貯水槽水道の衛生管理



## 貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどの高い建物では、水道管から供給される水をいったん受水槽にため、これをポンプで各部屋に直接給水したり、屋上などに設置してある高置水槽にくみ上げてから、各部屋などに供給する水道施設があります。このような受水槽のある水道施設を貯水槽水道といいます。

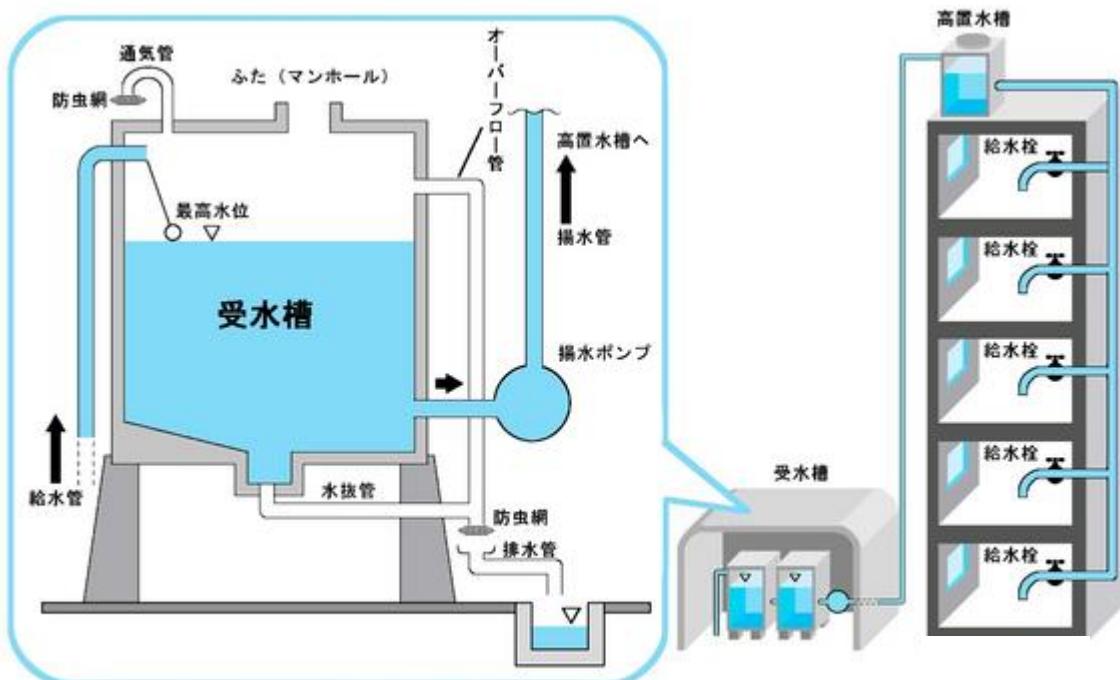
受水槽に入る前の水は水道事業者が責任を持ちますが、それ以降の施設と水質の管理は、設置者が責任をもって行なわなければなりません。

## 貯水槽水道の種類

貯水槽水道は、受水槽の有効容量が  $10\text{ m}^3$  を超える「簡易専用水道」と、 $10\text{ m}^3$  以下の「小規模貯水槽水道」に区分されます。

貯水槽水道	簡易専用水道	$10\text{ m}^3$ を超えるもの
	小規模貯水槽水道	$10\text{ m}^3$ 以下のもの

## 貯水槽水道の構造



注) ブースター(増圧)装置の利用等により、受水槽又は高置水槽を設置していない貯水槽水道もあります。

## 必要な届出・手続き

### 1 設置(給水開始)した時

設置者(所有者)は生活環境課に届け出てください。

### 2 届出事項に変更があった時

建築物の名称、設置者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)等に変更があった場合は届出が必要ですので、生活環境課に届け出てください。

### 3 廃止した時

生活環境課に届け出てください。

### 4 届出用紙

届出用紙は、生活環境課にありますが、厚木市のホームページの「申請書ダウンロード」からもご利用になれます。

URL:

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/application/entrepreneur/index.html>

## 施設の管理

貯水槽水道の設置者（管理者）は、法令により適切な維持管理を行なうことが義務付けられています。（水道法第34条の2、市条例第14条※）

※厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(市条例)

表1 貯水槽水道の管理方法

管理事項	方法
清掃	受水槽・高置水槽は、1年に1回以上定期的に清掃してください。 安全かつ確実に行なうためには専門業者に依頼するのがよいでしょう。
施設の点検	次の事項について月1回定期的に実施し、記録を残しておきましょう。 ◎水槽に亀裂、ひび割れがないか。 ◎水槽内にサビ、沈でん物、虫、鳥や動物の死骸等がないか。 ◎水槽に汚水や雨水等が入っていないか。 ◎通気管や水抜管の開口部の防虫網は破れたり外れたりしていないか。 ◎施設の周囲が清掃され、清潔に保たれているか。 ◎水槽の蓋は密閉され、施錠されているか。 ◎配管、バルブに異常や誤接合はないか。 ◎その他、異常はないか。 定期的な点検とは別に、大雨や台風の後などは随時点検しましょう。
水質の点検	毎日、透明なコップに水を採り、色、濁り、臭い、味、異物の有無等を点検しましょう。 週に1回以上、末端給水栓（蛇口）の水で遊離残留塩素を測り、記録を残しておきましょう。⇒0.1mg/L以上検出される必要があります。 異常が認められた時は、水質検査や給水停止が必要になる場合がありますので、生活環境課にご相談ください。
書類の管理	次の書類を整理・保管しておきましょう。 ◎設備の配置及び系統を明らかにした図面（永年保存） ◎受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図（永年保存） ◎水槽の清掃及び点検の記録（3年保存） ◎水質の点検その他管理についての記録（3年保存） ◎法定検査の検査済証（3年保存）
管理の検査 (法定検査)	簡易専用水道及び一部の小規模受水槽水道の設置者は、1年に1回、登録（指定）検査機関の検査を受けてください。

## 検査を受ける義務

簡易専用水道及び受水槽の有効容量が 8 m<sup>3</sup>を超える小規模受水槽水道の設置者は、1年以内ごとに1回登録（指定）検査機関の検査を受けることが法令で義務付けられています。（法定検査）。検査機関は表2のとおりですので、直接お問い合わせください。

検査機関の検査員が検査を行なった後、検査済証が発行されます。検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに生活環境課に報告をして指示を受けてください。

### 法定検査の内容

- 受水槽及び高置水槽周囲の状況
- 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- 受水槽及び高置水槽マンホール及びオーバーフロー管の状態
- 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- 給水管等の状態
- 給水栓における臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査
- 関係書類(表1参照)の確認

表2 簡易専用水道・8 m<sup>3</sup>を超える小規模貯水槽水道の検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町 14-1	045-773-1921
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町 224-1 他	045-661-0975
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町 1-100-38 他	042-525-3186
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原 2-22-5	045-439-3320
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市幸町 18-4 他	0467-83-0605
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3671-5941
中央環境理研株式会社	山梨県アルプス市小笠原 6	055-283-6155
一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービス	相模原市中央区鹿沼台 1-9-15	042-768-4222
(株) 環境計量センター	静岡市駿河区下川原 1-15-15	054-268-6763

簡易専用水道は他にも検査機関があります。厚生労働省ホームページの簡易専用水道検査機関登録簿をご覧ください。

貯水槽水道に関する相談窓口は次のとおりです

厚木市生活環境課 TEL:046-225-2752 (直通)

(2024. 8)